

特別養護老人ホーム「らくえんリニア甲府」利用料金表

◆施設サービス費

(2024年4月1日 現在)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	692円/日 (20,760円/月)	764円/日 (22,920円/月)	840円/日 (25,200円/月)	914円/日 (27,420円/月)	985円/日 (29,550円/月)
初期加算	31円/日 (930円/月)	入所後30日間に加算されます。(過去3ヶ月間にその施設に入所したことがない場合に算定されます。しかし、日常生活自立度ランクⅢ以上の場合は、過去1ヶ月間以内となります。)			
安全対策体制加算	20円/回	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることで加算されます。(入所時に1回を限度)			
外泊時費用	250円/日 (月6日を限度)	1ヶ月に6日を限度として入院、外泊された場合(初日及び、最終日は算定されません。)に加算されます。 入院、外泊中の施設サービス費は頂きません。			
療養食加算	6円/食 (540円/月)	・医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合に加算されます。			
口腔衛生管理加算	90円/月	歯科衛生士の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合と歯科衛生士が当該入所者に係る口腔ケアに関し、介護職員から相談等に必要に応じ対応した場合に加算されます。			
協力医療機関連携加算	102円/月	入居者の病状急変の備え、協力医療機関との現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算されます。			
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)102円/月 (Ⅱ)11円/月	介護現場における生産性向上の観点から、介護ロボットやICT等を活用し、業務改善を継続的に行い、かつ、取組による効果を示すデータ提供を行うことで加算されます。			
退所時栄養情報連携加算	71円/回	退所後、医療機関へ入院する場合、医療機関に対して入所者等の同意を得て、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。			
認知症チームケア加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)153円/月 (Ⅱ)122円/月	・認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐ、あるいは出現時に早期に対応するため、専門の研修を修了した者を配置し、複数人の介護職員から成るチームを組み、予防等に資するチームケアを実施していることで加算されます。			
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)11円/月 (Ⅱ)6円/月	協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。 また、一般的な感染症発生時の対応を取り決めるとともに、医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染に関する研修・訓練に参加していることで加算されます。			
新興感染症施設療養費	244円/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを提供した場合に1月に1回、5日を限度に加算されます。			
退所時情報提供加算	254円/回	退所後、医療機関へ入院する場合、医療機関に対して入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。			
いずれか	日常生活継続支援加算	47円/日 (1,410円/月)	・次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。 (1)算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入居者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上であること。 (2)算定日の属する月の前6か月間又は前12か月間における新規入居者の総数のうち、認知症である者の占める割合が65%以上であること。 (3)介護福祉士の占める割合が入居者の15%以上であること。 ・入居者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	19円/日 (570円/月)	介護福祉士が60%以上配置されていると加算されます。		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	13円/日 (390円/月)	介護福祉士が50%以上配置されていると加算されます。		
看護体制加算(Ⅰ)	13円/日 (390円/月)	施設内で常勤の看護師が1名以上配置されていると加算されます。			

看取り介護加算 (I)	73円/日 逝去日 〔以前31~45日〕	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入居者の施設サービス計画書について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。 ・看取りに関する指針に基づき、入居者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入居者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。
	146円/日 逝去日 〔以前4~30日〕	
	690円/日 逝去日の 〔前日・前々日〕	
	1,298円/日 (逝去日)	
介護職員等 処遇改善加算(I)	令和6年6月より、介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化されます。上記所定単位数に14%を乗じて加算されます。	

() 内金額は30日計算です。

◆ 「居住費」 及び 「食費」

※お持ちの「介護保険負担限度額認定証」をご確認下さい。

(2024年8月1日 現在)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	880円/日 (26,400円/月)	880円/日 (26,400円/月)	1,370円/日 (41,100円/月)	1,370円/日 (41,100円/月)	3,000円/日 (90,000円/月)
入院・外泊時	2,066円/日 (入院・外泊して7日目以降の金額)				3,000円/日
食費	300円/日 (9,000円)	390円/日 (11,700円/月)	650円/日 (19,500円/月)	1,360円/日 (40,800円/月)	1,900円/日 (57,000円/月)
入院・外泊時	頂きません				
備考	「居住費」「食費」は全額入所者様負担となります。但し、「特定入所者介護サービス費制度」により、入所者様の所得に応じて、介護保険から補足給付が行われます。上記金額は補足給付後の金額となっております。なお、第4段階の方の補足給付は行われません。				

() 内金額は30日計算です。

介護保険法の改正があった場合、「施設サービス費」及び「居住費」、「食費」の負担金額が変更になることがあります。

◆ その他

区分	金額	備考
貴重品のお預かり (種類・数量に関係なく)	50円/日 (1,500円/月)	入居者様のご希望により、「重要事項説明書 3.(1)-2 一」に定める範囲での貴重品・現金を左記金額にてお預かりします。 ※現金のお預かりの無い方については、医療費等の費用を直接清算して頂きます。
現金のお預かり 及び出納 (金額・件数に関係なく)	70円/日 (2,100円/月)	
理容・美容代	カット2,000円他	ご希望により理容・美容師の出張によるサービスを受ける事ができます。
教養・娯楽費関係	実費	レクリエーション活動や趣味にかかる費用は実費となります。
フリードリンク サービス	100円/日 (3,000円/月)	水分補給時の提供とは別にご希望によりいつでもお好みのお飲み物(ホット・アイス各種)を提供させていただきます。何杯ご利用頂いても100円/日です。また来苑のご家族様もご利用頂けます。
日用品費	実費	日常生活に必要な費用については、基本的に入所者様の自由選択により実費相当を頂きます。 苑がサービス提供する以外に個人的に使用するものについてはご家族等に対応をお願いしています。また、「重要事項説明書」3.(2)-②に規定するとおり、買い物の代行を当施設が行う場合、週1回、月4回を超えない範囲で行います。

() 内金額は30日計算です。